

特集

## 21世紀の協同組合運動②(協同組合原則と協同組合連帯)を特集するにあたって

所報271号では「21世紀の協同組合運動①(コミュニティと協同組合)」を特集し、主に海外の協同組合コミュニティの実践を取り上げ、住民自身が主体者となり、まちづくり、地域づくりを行っていくことなど協同組合そのものがコミュニティをつくる可能性を紹介した。本号は、引き続き21世紀の協同組合運動②(協同組合原則と協同組合連帯)として、協同組合が、社会の中で何を為すべきなのかを憲章や原則の視点から考えることを主眼に置き、特集を組んだ。

本特集の掲載した理由として、今の社会の中で協同組合運動、労働組合運動もっと広義に言えば、社会運動、住民運動が弱体化する中で、協同組合原則や憲章、そして協同組合連帯をどのように考えるのが運動を高める焦点になると感じたからである。言い換えれば協同組合それぞれの団体が、協同組合の理念や原則を通じて、もっと連帯ができれば協同組合が社会の中で一層の役割を発揮できるのではないかという問題意識に立ったからである。

この間のJA全中の一般社団法人化や全農の株式会社化への農協法改正議論で、日本協同組合連絡協議会(JJC)と協同組合組織6団体が規制改革会議「農業改革に関する意見」として「一協同組合の自主・自立を考慮しない一方的な制度改変に強い懸念」を発表している。また日本協同組合学会でも「特別決議・協同組合の自己改革の道を閉ざす政府介入に対するアピール」が出ている。JJC声明ならびに協同組合学会の声明も出たが、まだまだ諸外国に比べて日本の協同組合が横につながり、日本の協同組合政策づくりの窓口や推進するプラットフォームづくりが日本にはない現状がある。

そのような問題意識から、2015年3月7日に「協同組合間連帯で住民が主体となり社会的課題を解決するために～地域における連帯組織の形成～」、そして2015年5月9日に開催した「今、改めて、協同組合の社会的役割とは～協同組合憲章[草案]、労協連新原則改訂からときおこす～」の2回の研究会で話していただいたスピーカーの話を中心に、今回は特集を組んでいる。

JA全中協同組合連携課の前田報告では、国際協同組合年前からの協同組合の連携を振り返り、今年(2015年)のIYC(国際協同組合年)記念全国協議会の取り組み方針までを原稿にいただいた。日本の協同組合間連携の歴史を、国際協同組合年を中心に、IYC事務局として関わってきた前田氏が当事者としてまとめていただいたことは、協同組合間連携の現状を知る意味で重要な基礎資料となると考えている。

市民セクター政策機構の佐藤報告では、「イタリア協同組合同盟の目的と経緯」について、ご報告をいただいた。イタリアでは、党派や宗派などのイデオロギーを超えて協同組合のアイデンティティと時代の要請に応じて3つの連合会が1つの連合会(イタリア協同組合同盟)を設置したことなど、イタリアの文化・制度そのものが日本と大きく違うが、協同組合が連帯していく1つのモデルを示していただいた。

富沢報告では「協同組合憲章草案(仮)と、日本労協連の原則改定について」触れていただいた。

2012年の国際協同組合年に協同組合憲章草案(仮)作成に座長として関わった富沢先生は、協同組合憲章(草案)と日本労協連新原則の共通点として「市民が主体となる社会運営」を上げていただいている。協同組合憲章(草案)ができて3年が経過したが、今だからこそ、協同組合憲章そのものを多くの方に読んでいただきたいと感じた。現在、日本では協同組合は業種ごと(縦割り)の協同組合連合会があるが、ナショナルセンターとしての協同組合連合会はない。個人の意見として、日本協同組合連合会(Co-operative Japan)は必要であると考えているが、一方で団体をつくるだけではなく、その連合会に参加するそれぞれの協同組合の組合員、特に働く職員が協同組合の社会的価値を再考しないと、形だけの組織になってしまうという危機を感じている。

市場至上主義が大きな格差を生み、失業・貧困・社会的排除が進む情勢のもと、「働き方」「生き方」「暮らし方」を根本から考える必要がある。そのときに協同組合の原則や憲章をどう活かすのか。そして今回の3本の特集記事について、今後、協同組合組織が何に価値において連帯するのかを特集記事を読み終えた会員の皆さんからの意見をお聞きし、さらに深めることをしていきたい。

(協同総合研究所 事務局長 相良孝雄)